



新型コロナウイルス感染症に関する資金繰り対策の全体像(5月18日時点) 執筆者:福岡 真之介

※本ニューズレターは、2020年5月18日までに入手した情報に基づいて執筆しております。

1. はじめに

本稿執筆時点(2020年5月18日)において、新型コロナウイルス感染症は未だ終息しておらず、一部地域においては緊急事態宣言が継続し、営業自粛が要請される等、企業の経済活動に甚大な悪影響が生じています。

このような状況で、多くの企業において経営状態の悪化が予想されるため、政府等から緊急支援策が打ち出されていることはご承知のとおりです。もっとも、緊急支援策は多岐にわたり、しかも、めまぐるしく内容が変わることから、それらを理解して使いこなすことは容易ではありません。

そこで、本ニューズレターでは、そのような緊急支援策等を活用して、資金繰りを確保するためには、どのような手段があるのかを整理して解説します。

新型コロナウイルス感染症の影響により、売上げが一時的に大幅に下がった場合、資金繰りの悪化による倒産のおそれが出てきますが、これを回避するための方法としては、①資金を調達する、②支出を減らすことが考えられます。以下、これを実現する方法として、主にどのような手段があるか見ていきます。

政府の緊急支援策は中小企業や個人事業者向けのものが多いため、中小企業・個人事業者向けの手段の記載が多くなっていますが、大企業において利用できる手段もあります。もっとも、大企業向けの施策については、既に政府において追加で検討されているとのことです。別の機会に紹介したいと思います。

なお、本ニューズレターで紹介する各手段・手続は、今後、変更される可能性があり、また全制度を網羅しているものではなく、また全体像を紹介することを目的としているため、詳細の解説はしていませんので、実際にご利用するにあたっては、政府等から最新の情報を入手して頂ければ幸いです。

本ニューズレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切な助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

本ニューズレターに関する一般的なお問い合わせは、下記までご連絡ください。

西村あさひ法律事務所 広報室 (Tel: 03-6250-6201 E-mail: newsletter@jurists.co.jp)

2. 資金の調達

資金を調達する主な方法として、(1)融資、(2)持続化給付金、(3)雇用調整助成金等が考えられます。

(1) 融資

① 政府系金融機関による融資

日本政策金融公庫や商工組合中央金庫(商工中金)等の政府系金融機関による融資制度として、以下があります。

(a) 新型コロナウイルス感染症特別貸付

日本政策金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫(沖縄公庫)によるもので、売上高が前年比または前々年同月比 5%以上減少等の要件を満たす場合に対象となります。特別利子補給制度と併用することで実質的に無利子となっています。無担保で借入れ可能です。

(b) 危機対応融資

商工中金によるもので、売上高が前年比または前々年同月比 5%以上減少等の要件を満たす場合に対象となります。金利は、当初 3 年間、基準金利から 0.9%引き下げられています。無担保で借入れ可能です。

(c) 新型コロナウイルス対策マル経融資

日本政策金融公庫及び沖縄公庫によるもので、小規模事業者で、売上高が前年比または前々年同月比 5%以上減少等の要件を満たす場合に対象となります。金利は、当初 3 年間、通常金利から 0.9%引き下げられています。無担保で借入れ可能です。

(d) セーフティネット貸付

新型コロナウイルス感染症感染拡大前からある社会的・経済的環境の変化等により、一時的に業況の悪化を来している企業が経営基盤の強化を図るための融資です。今回、セーフティネット貸付の要件が緩和され、「売上高が 5%以上減少」といった数値要件にかかわらず、今後の影響が見込まれる事業者も含めて融資対象になりました。このような売上減少要件がないのがセーフティネット貸付の特徴の一つといえます。

(e) 既往債務の借換え

政府系金融機関・信用保証協会からの既往債務について、各機関毎に既往債務から新型コロナウイルス感染症特別貸付、危機対応融資等への借換えを可能として、実質無利子化することができます。

また、生活衛生関係の事業者(飲食業、理・美容業、クリーニング業、ホテル・旅館業等)には、上記に加えて、日本政策金融公庫及び沖縄公庫から、(a)生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付、(b)新型コロナウイルス対策衛経融資、(c)衛生環境激変対策特別貸付を受けることができます。

② 民間金融機関による信用保証付融資

信用保証付融資とは、民間金融機関からの融資について、信用保証協会が保証することにより、融資を促進する制度です。信用保証付融資として、以下があります。

(a) セーフティネット保証 4号・5号

中小企業者に対して、一般保証(最大 2.8 億円)とは別枠の保証の対象とする信用保証付融資です。4号は、売上高が前

年同月比 20%以上減少等の場合が対象で、一般枠とは別枠(最大 2.8 億円)で借入債務の 100%を保証するものです。5号は、売上高が前年同月比 5%以上減少等の場合が対象で、一般枠とは別枠(最大 2.8 億円、4号と同枠)で借入債務の 80%を保証するものです。

(b) 危機関連保証

全国の中小企業・小規模事業者を対象に「危機関連保証」として、売上高が前年同月比 15%以上減少した中小企業・小規模事業者に対して、更なる別枠(2.8 億円)で 100%保証するものです。

(c) 感染症対応融資

国が補助を行う都道府県等による制度融資において、売上高が 5%または 15%以上減少した中小企業等が、セーフティネット保証 4号・5号、危機関連保証のいずれかを利用した場合に、3年間実質無利子・信用保証料ゼロまたは 1/2 の融資を行うものです。無担保で借入れ可能です。

③ 地方自治体による融資

地方自治体によって異なりますが、各地方自治体による融資制度もあります。

上記の融資制度については、経済産業省の以下の表が、新型コロナウイルス感染症感染拡大前後で売上げがどれだけ減少したかを最初の判断基準として、分かり易く整理されており参考になります。

資金繰り支援内容一覧表 (4/14時点)

※この資料は資金繰り支援に関する信用保証制度・融資制度の一覧形式でまとめたものです。ご自身が使えそうなメニューが分りましたら、詳しい情報を支援策パンフレットでご確認ください。

条件	利用可能メニュー	概要	相談窓口	
売上高5%以上減少なら	指定738業種の場合	①セーフティネット5号	お近くの民間金融機関 各信用保証協会	
		②新型コロナウイルス感染症特別貸付	日本政策金融公庫 (空欄の事業者の方は沖縄公庫へ)	
		③商工中等による「危機対応融資」	商工組合中央金庫等	
	★追加要件を満たせば 実質無利子・無担保の対象 利子補給対象上限 (日本公庫等) 中小事業1億円、 国民事業3,000万円 (商工中金) 危機対応融資1億円	小規模事業者の場合	④新型コロナウイルス対策マル経融資(拡充)	日本政策金融公庫 (空欄の事業者の方は沖縄公庫へ)
		生活衛生関係営業 (旅館、飲食、理美容店など)の場合	⑤生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付	日本政策金融公庫 (空欄の事業者の方は沖縄公庫へ)
			⑥新型コロナウイルス対策衛経(拡充)	日本政策金融公庫 (空欄の事業者の方は沖縄公庫へ)
さらに、	生活衛生関係営業 (旅館、飲食、喫茶)	⑦衛生環境激変対策特別貸付	日本政策金融公庫 (空欄の事業者の方は沖縄公庫へ)	
売上高10%以上減少なら				
売上高15%以上減少なら		⑧危機関連保証	お近くの民間金融機関 各信用保証協会	
売上高20%以上減少なら		⑨セーフティネット4号	お近くの民間金融機関 各信用保証協会	
減少幅に関係なく		⑩セーフティネット貸付	日本政策金融公庫 (空欄の事業者の方は沖縄公庫へ)	

※沖縄振興開発金融公庫で利用可能な支援内容は別途こちらをご覧ください。

売上高要件の考え方

<創業1年1か月以上>

【公庫(貸付)】最近1か月の売上高と、前年または前々年の同期と比較。
【信用保証協会(保証)】最近1か月の売上高と、前年同月を比較 + その後2ヵ月間(見込み)を含む3か月の売上高と前年同期を比較

<創業1年1か月未満及び店舗・業容拡大しているベンチャー・スタートアップなど(後者は公庫のみ)>

(1) ~ (3) のいずれかで比較。

【公庫(貸付)】	【信用保証協会(保証)】
(1) 最近1か月の売上高と過去3ヵ月(最近1ヵ月を含む)の平均売上高の比較	(1) 全額に貸付。
(2) 最近1か月の売上高と今年12月の売上高の比較	(2) 全額に加え、その後2ヵ月間(見込み)を含む3か月の売上高と今年12月の売上高の3割を比較
(3) 最近1か月の売上高と今年10月から12月の平均売上高を比較	(3) 全額に加え、その後2ヵ月間(見込み)を含む3か月の売上高と今年10~12月の3ヵ月を比較

この資料は、プロトスター株式会社運営するStartupListに株式会社INQが寄稿した記事をもとに作成しました。



<https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/shikinguri_list.pdf>より

以上のとおり、新型コロナウイルス感染症に対する資金繰り支援として、多種多様な融資が用意されていますが、どれを選ぶべきかは、企業によって異なるケースバイケースの判断になります。まずは、そもそも融資対象となるかという点から検討することになるでしょう。次に、融資対象となる場合には、融資額、金利、担保・保証の要否、保証料、据置期間、借入期間等の融資条件を総合的に判断して決めることとなります。金融機関や行政等に相談することも考えられます。

もっとも、これらの特別融資については、多数の申込みがなされており、窓口相談や融資の実行に時間がかかることも想定されます。窓口の混雑を緩和するために、経済産業省のサイトに、「資金相談特設サイト」(https://www.meti.go.jp/covid-19/shikin_sodan.html)が設けられており、インターネット等での申込みや電話での事前相談等について案内しているので、それらを利用することも考えられます。

なお、融資が実行されるまでの間の資金繰りも問題になりますが、金融庁からは民間金融機関に対してつなぎ融資等の資金繰り支援を積極的に実施することが要請されています。

(2) 持続化給付金

中小法人等や個人事業者等について、以下の①～③の要件を満たす場合に、昨年 1 年間の売上げ減少分を上限として、法人について最大 200 万円、個人事業者について最大 100 万円を支給するものです。

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響により、ひと月の売上げが前年同月比で 50%以上減少している事業者。
- ② 2019 年以前から事業による事業収入(売上げ)を得ており、今後も事業を継続する意思がある事業者。
- ③ 法人の場合は、
 - (I) 資本金の額または出資の総額が 10 億円未満、または、
 - (II) 上記の定めがない場合、常時使用する従業員の数が 2,000 人以下である事業者。

売上げが大幅に減少している中小・個人事業者は、この持続化給付金の申請を検討することが考えられます。

(3) 雇用調整助成金

雇用調整助成金は、経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図るための休業手当に要した費用を助成する制度です。4 月 1 日～6 月 30 日の緊急対応期間中は、新型コロナウイルス感染症の影響により経営環境が悪化し、最近 1 か月間の売上高または生産量等が前年同月比 5%以上減少している等の事業者に対して、全国で、全ての業種の事業主を対象に、雇用調整助成金の特例措置が実施されています。

特例措置の拡大の内容は以下の表のとおりです。

特例以外の場合の 雇用調整助成金	緊急対応期間 (4月1日から6月30日まで) 感染拡大防止のため、この期間中は 全国で以下の特例措置を実施
経済上の理由により、 事業活動の縮小を余儀なくされた事業主	新型コロナウイルス感染症の影響 を受ける事業主(全業種)
生産指標要件 (3か月10%以上低下)	生産指標要件を緩和 (1か月5%以上低下)
被保険者が対象	雇用保険被保険者でない労働者の 休業も助成金の対象に含める
助成率 2/3(中小) 1/2(大企業)	助成率 4/5(中小)、2/3(大企業) (解雇等を行わない場合は 9/10(中小)、3/4(大企業))
計画届は事前提出	計画届(2回目以降のものを含む。)の事後提出 を認める (1月24日~6月30日まで)
1年のクーリング期間が 必要	クーリング期間を撤廃
6か月以上の被保険者期間が必要	被保険者期間要件を撤廃
支給限度日数 1年100日、3年150日	同左+上記対象期間
短時間一斉休業のみ	短時間休業の要件を緩和
休業規模要件 1/20(中小)、1/15(大企業)	併せて、休業規模要件を緩和 1/40(中小)、1/30(大企業)
残業相殺	残業相殺を停止
教育訓練が必要な被保険者に対する教育訓練 助成率 2/3(中小) 1/2(大企業) 加算額1,200円	助成率 4/5(中小)、2/3(大企業) (解雇等を行わない場合は 9/10(中小)、3/4(大企業)) 加算額 2,400円(中小)、1,800円(大企業)

<<https://www.mhlw.go.jp/content/000625731.pdf>>より

厚生労働省等「雇用調整助成金ガイドブック」(令和2年4月24日)

さらに以下の更なる拡充が、令和2年5月1日に発表されています。

まず、①中小企業であり、解雇等を行わず雇用を維持している場合、②新型インフルエンザ等対策特別措置法等に基づき都道府県対策本部長が行う要請により、休業または営業時間の短縮を求められた対象施設を運営する事業主であって、これに協力して休業等を行っていること、③労働者の休業に対して100%の休業手当を支払っていること、または上限額以上の休業手当を支払っていることを満たす場合には、休業手当全体の助成率が10/10となります。

また、中小企業が解雇等を行わず雇用を維持している場合、休業手当の60%を超えて支給する部分に係る助成率が10/10となります。その結果、会社負担は6%となります。

なお、支給上限金額について、1人1日8,330円とされていますが、これを1万5,000円に引き上げて、休業者が直接給付金を受け取ることができる制度を設ける方向で検討されていると報道されています。

もっとも、雇用調整助成金の申請は、書類の作成が負担であったり、支給まで時間がかかる可能性がある点には留意が必要です。

(4) 休業協力金

自治体によっては、休業や営業時間の短縮に協力した事業者に対して協力金等を支払っています。例えば、東京都は、そのような事業者に対して、東京都感染拡大防止協力金として1事業所の場合50万円、2事業所以上経営している場合は100万円を支給しています。

(5) 賃料補助

自治体によっては、不動産の借主に対して賃料の一部を補助したり、賃料の減免に応じた貸主に対して、その一部を補助する制度を設けているところがあります。

また、現時点で、賃料支払のための補助制度の創設が政府で検討されているとのことです。

3. 支出の抑制

支出を抑制する方法としては、①税金の支払猶予、②社会保険料の支払猶予、③公共料金・電話料金等の支払猶予、④買掛金の支払猶予・減免、⑤借入金の返済猶予・減免、⑥賃料の支払猶予・減免が考えられます。

(1) 税金の支払猶予

国税と地方税について、新型コロナウイルスの影響により事業収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少し、一時的に納税を行うことが困難である場合には、1年間、納付を猶予することができます。対象となる税金は、令和2年2月1日から同3年1月31日までに納期限が到来するものです。なお、この猶予について担保の提供は不要であり、延滞税も発生しません。

(2) 社会保険料の支払猶予

税金と同様に、社会保険料についても、新型コロナウイルスの影響により事業収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少し、一時的に納付を行うことが困難である場合には、1年間、納付を猶予することができます。対象となる税金は、令和2年2月1日から同3年1月31日までに納期限が到来するものです。なお、この猶予について担保の提供は不要であり、延滞金も発生しません。

(3) 公共料金・電話料金等の支払猶予

総務省や経済産業省は、水道、電気、ガス、NHK受信料等の公共料金や通信料金について、新型コロナウイルス感染症の影響拡大に伴って、料金の支払期限延長等の実施の要請を行っており、各事業者が、料金の支払期限延長や減額・免除等を実施しています。その具体的内容は各事業者によって異なりますが、自社の契約する事業者の施策を確認し、利用することが考えられます。

(4) 買掛金の支払猶予・減免

取引先に対して、買掛金の支払猶予・減免を求めることも考えられます。もっとも、取引先がこれに応じるかは交渉次第となります。

なお、取引先に対する買掛金の支払を手形・小切手で行っている場合、資金不足により手形・小切手が不渡となっても、手形交換所は、不渡報告への掲載・取引停止処分を猶予するとしています。したがって、不渡処分を避けるために、無理に手形・小切手の支払をしたり、法的整理手続の申立てをする必要はないといえます。もっとも、この措置は、不渡報告への掲載・取引停止処分を猶予するものであり、手形・小切手の支払自体が猶予されるものではありません。

(5) 借入金の返済猶予・減免

(i) 金融機関に対する支払猶予・減免要請

借入れをしている金融機関に対して、借入金の返済について支払猶予・減免を求めることも考えられます。もっとも、金融機関がこれに応じるかは交渉次第となります。

なお、金融庁から金融機関に対し、既往債務に係る条件変更を実施した事業者に対しては、条件変更後も継続して事業者の資金繰り支援や経営改善等の相談に真摯・丁寧に対応することや、条件変更においては、事業者の今後の事業の先行きやニーズを十分に踏まえ、余裕を持った返済期限の繰り延べや元本返済の据置期間の延長等、柔軟に対応することが要請されています¹。

(ii) 中小企業再生支援協議会の特例リスケジュール計画策定支援

中小企業再生支援協議会は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者に対して、窓口相談や金融機関との調整を含めた新型コロナウイルス感染症特例リスケジュール計画策定支援を実施しています。中小企業者の費用負担は原則不要です。

主な支援内容としては以下があります。

- ① 既存債務の元本について、中小企業者に代わり、主要債権者の支援姿勢を確認の上で、一括して最大 1 年間の元金の返済猶予の要請を実施
- ② 資金繰り計画の策定支援及び計画にかかる金融機関との合意形成のサポート
- ③ 特例リスケジュール計画成立後における、毎月資金繰りを継続的にチェックし、アドバイスする等の資金繰りの継続サポート
- ④ 新型コロナウイルス感染症の影響が減少した中小企業で、本格的な再生支援を希望する中小企業に改めて、リスケジュール計画を含む本格的な再生支援を実施

(6) 賃料の支払猶予・減免

固定費の中で賃料は大きな割合を占めるので、賃料の支払猶予や減免を得ることができれば資金繰りの改善が見込めます。そこで、店舗やオフィスを賃借している場合には、賃料について、賃貸人に対して支払猶予・減免を求めることも考えられます。賃貸人がこれに応じるかは交渉次第となりますが、借地借家法 32 条では、定期建物賃貸借契約で一定の要件を満たす場合を除き、契約の規定にかかわらず、経済事情の変動等があった場合には、賃料増減額請求ができるものとされていることから、交渉の余地があることが多いと思われます。交渉の結果、賃貸人との間で合意が成立すれば賃料の支払猶予・減免がされることになります。合意できない場合には、賃料減額請求の調停の申立てをして、賃料減額請求をすることが考えられます(原則として裁判する前に調停を申立てする必要があります)。

¹ 金融庁「新型コロナウイルス感染症の影響拡大を踏まえた事業者の資金繰り支援について(要請)」(令和 2 年 3 月 24 日)

4. おわりに

以上のとおり、新型コロナウイルス感染症により経営状態が悪化した企業が、資金繰りを改善し、倒産を回避するための手段は数多くありますし、これらの手段を複数・同時に利用することも考えられます。もっとも、どの手段をとるかは、その手段のメリット・デメリットを考えることはもちろん、全体として企業にとって良いのかや、新型コロナウイルス感染症が終息した際のこと考える必要があります(例えば、過剰な借入れをして、終息後に返済に窮することは避けるべきでしょう)。

適切な手段を迅速にとるためには、行政や取引金融機関の相談窓口にご相談したり、必要に応じて専門家の助言・支援を受けることも検討すべきでしょう(例えば、雇用調整助成金については社会保険労務士、金融債務の債務調整については弁護士が考えられます)。

以 上



ふくおか しんのすけ
福岡 真之介

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士

s.fukuoka@jurists.co.jp

弁護士(1998年登録)、ニューヨーク州弁護士(2007年登録)。多数の事業再生案件に債務者側代理人または債権者側代理人として関与。日本航空株式会社の会社更生申立代理人、株式会社 MTGOX の民事再生申立代理人等を務める。

西村あさひ法律事務所では、M&A・金融・事業再生・危機管理・ビジネスタックスロー・アジア・中国・中南米・資源/エネルギー等のテーマで弁護士等が時宜にかなったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。

バックナンバーは<<https://www.jurists.co.jp/ja/newsletters>>に掲載しておりますので、併せてご覧下さい。

(当事務所の連絡先) 東京都千代田区大手町 1-1-2 大手門タワー 〒100-8124

Tel: 03-6250-6200 (代) Fax: 03-6250-7200

E-mail: info@jurists.co.jp URL: <https://www.jurists.co.jp>

© Nishimura & Asahi 2020